

## シミュレーションでみる

### 遺産分割方法のメリット・デメリット

#### —お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。  
お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

(1) 149頁 上から2行目(下線部分)

誤	正
【相続税額の合計】 <u>6,053,200円</u>	【相続税額の合計】 納付する税額 <u>3,291,100円</u> 農地等納税猶予税額 <u>2,762,100円</u>

(2) 149頁 表の子Aの「相続税」の欄(下線部分)

誤	正
<u>276.21万円</u>	<u>0円(農地等納税猶予税額276.21万円)</u>

(3) 149頁 下から9行目(下線部分)

誤	正
相続税額は、276.21万円となります。	相続税額は、276.21万円となります。 <u>も</u> <u>っとも、農地等についての相続税の納税</u> <u>猶予の特例により、相続税の納税は猶予</u> <u>されます。</u>

(4) 149頁 下から2・1行目(下線部分)

誤	正
<b>2</b> 「農地等の相続税納税猶予の特例」 を受けることができなくなる。	<b>2</b> <u>農地の相続人のうち、農業を行わな</u> <u>い者については「農地等の相続税納</u> <u>税猶予の特例」を受けることができ</u> <u>なくなる。</u>

(5) 154 頁の末行から 155 頁の上から 3 行目まで (下線部分)

誤	正
<p><b>2</b> 農業を承継する相続人が相続人 A の 1 人であつても、被相続人が農業に供していた農地が複数の相続人に承継される場合には、「農地等に係る納税猶予の特例」(租特 70 の 6) の適用を受けることができません。当該税務特例の適用を受けたい場合には、「<u>農地を相続人 1 人の単独所有</u>」とする必要があります。</p>	<p><b>2</b> 農業を承継する相続人が相続人 A の 1 人で、被相続人が農業に供していた農地が複数の相続人に承継される場合には、<u>農業を行わない者は</u>、「農地等に係る納税猶予の特例」(租特 70 の 6) の適用を受けることができません。<u>農地の全部について</u>、当該税務特例の適用を受けたい場合には、「<u>農業を行う者の単独所有</u>」とする必要があります。</p>

令和 2 年 8 月

新日本法規出版株式会社